

山口災害救援 会 則

(名 称)

第1条 この会は、「山口災害救援」と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、山口市におく。

(目 的)

第3条 この会は、全国各地で発生する災害救援活動を実施しながら、その中で得たノウハウやスキルをもとに、災害ボランティアセンター運営スタッフやスーパーバイザーの養成を図り、災害ボランティアの普及と自主防災組織づくり支援等を行い、県民に災害ボランティアの理解と参加意欲の醸成を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①講座開催事業
- ②情報収集、提供事業
- ③調査研究事業
- ④講師派遣事業
- ⑤その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第5条 この会の趣旨に賛同し、この会の趣旨に賛同し、次の会費を納めるものを会員とする。

年会費 1,000円

(役 員)

第6条 この会の運営のため、代表を1名おく。

(職 務)

第7条 代表は、この会を代表し、その業務を総理する。

(会 議)

第8条 この会の会議は、総会とする。

- 2 総会は、年1回以上開催する。
- 3 会議の議長は、代表がこれにあたる。
- 4 会議は、会員の過半数の出席がなければ開会できない。
- 5 議決は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 総会に出席できない会員は、あらかじめ示された事項について、書面で表決し又は他の会員に表決を委任することができる。この場合、この会員は、会議に出席したものとみなす。
- 7 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総 会)

第9条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は、次の事項を議決する。

- ①規約の変更
- ②解散、合併
- ③事業計画・収支予算及び収支補正予算
- ④事業報告・収支決算
- ⑤代表の選任
- ⑥その他上記に類する重要事項

3 総会の議事については、会議録を作成し、議長及び会議録署名人1名が署名・押印しなければならない。

(資産の構成)

第10条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ①会費
- ②寄付金品
- ③財産から生じる収入
- ④事業に伴う収入
- ⑤その他の収入

(事業計画及び予算)

第11条 この会の事業計画及び収支予算並びに収支補正予算は、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第12条 この会の事業報告及び収支決算の書類は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第13条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(備え置き書類)

第14条 この会は、次の書類を事務所に備え置かなければならない。

- ①会 則
- ②会議録（総会）
- ③会員名簿
- ④事業報告書及び収支決算書（貸借対照表・財産目録を含む）
- ⑤事業計画書及び収支予算書並びに収支補正予算書
- ⑥その他事業に関する書類

(事務局)

第15条 この会の事務を処理するため、事務局に事務局長及びスタッフを置くことができる。

(その他)

第16条 この会則のほか、必要な事項は、総会の議決を経て代表が定める。

附 則

1 この会則は、平成18年4月1日から施行する。